

## 鳥取県県土整備部予定価格の公表試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部（各総合事務所県土整備局、鳥取港湾事務所及び鳥取空港管理事務所を含む。）が発注する**建設工事及び測量等業務（以下「建設工事等」という。）**において、**入札者**が真の技術力、経営力により競争できる環境を整えるための検討に資することを目的として行う予定価格の事後公表の試行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、入札規則で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) **事前公表工事等** 入札の執行前に予定価格を公表する**建設工事等**をいう。
- (2) **事後公表工事等** 入札の執行後に予定価格を公表する**建設工事等**をいう。
- (3) **落札率等調査** **事前公表工事等**と**事後公表工事等**の落札率等の比較を行うことをいう。

(事後公表対象工事等の範囲)

第3条 事後公表を行う**建設工事等**の範囲は、次の表のとおりとする。

区分	工種・格付	範囲	
建設工事	土木一般	A級	原則全て
		B級	全発注件数の1/2
		C級	全発注件数の5%
		D級	全発注件数の5%
	アスファルト	A級	原則全て
		B級	全発注件数の5%
	とび等一般	A級	原則全て
		B級	原則全て
		C級	全発注件数の5%
	PC、鋼橋		予定価格6千万円以上は原則全て
上記以外の土木系工種		予定価格2億円以上は原則全て	
測量等業務		予定価格1千万円以上の総合評価入札（簡便型・技術提案型）は原則全て	

(落札率等調査の対象範囲等)

第4条 落札率等調査は県土整備部及び各総合事務所県土整備局が発注し、これらが所管する事業に係るものを対象とする。

2 県土総務課は、毎年度当初に落札率等調査の方法を発注機関に通知するものとする。

(予定価格の公表時期)

第5条 発注機関は、**開札日**の翌日に予定価格を入札情報ホームページに掲示する。

附 則

この要領は、平成22年6月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年9月6日以降に調達公告を行う工事から適用する。

附 則

この改正は、平成 24 年 6 月 11 日以降に調達公告を行う工事から適用する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日以降に調達公告を行う工事から適用する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日以降に調達公告を行う建設工事等から適用する。